

(目的)

第1条 この規程は、清泉大学短期大学部(以下「本学」という。)における、評価基準の明確化により厳格な成績評価を行うことで、学生の学修意欲の増進や履修指導の促進を図るため、GPA (Grade Point Average ; グレードポイントアベレージ) 制度の運用に関し、必要な事項を定める。

(成績評価及びGP)

第2条 GP は各々の科目の成績評価に対して付与される。

2 GP の付与は次表の評価基準に基づくものとする。

評価基準	成績 表記	GP	評価内容
90 点以上	「秀」 S	4.0	達成水準を満たし、極めて優秀である。
80 点以上 90 点未満	「優」 A	3.0	達成水準を満たし、優秀である。
70 点以上 80 点未満	「良」 B	2.0	達成水準を満たしている。
60 点以上 70 点未満	「可」 C	1.0	達成水準を最低限満たしている。
60 点未満	「不可」 D	0.0	達成水準を満たしていない。

3 前項にかかわらず、「合格」P の評価を採用する科目もある。この場合の GP は「3.0」とする。

4 出席日数が不足した場合は、不可として扱うものとする。

5 不合格となった科目を再履修した場合は、不合格の成績評価と再履修した成績評価それぞれに GP を付与し累計する。

(GPA の種類及び計算方法)

第3条 GPA の種類は、各期における学修の状況及び成果を示す指標としての GPA (以下「学期 GPA」という。)並びに在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標としての GPA (以下「累計 GPA」という。)の2種類とする。

2 学期 GPA 及び累計 GPA の計算方法は、次のとおりとする。算出された数値の少数点第3位を四捨五入する。

(1) 学期 GPA の計算方法

$$\text{学期 GPA} = \frac{(\text{各期に各授業科目で得た GP} \times \text{当該科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{各期に履修登録した単位数の合計}}$$

(2) 累計 GPA の計算方法

$$\text{累計 GPA} = \frac{(\text{全期間に各授業科目で得た GP} \times \text{当該科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{全期間に履修登録した単位数の合計}}$$

(3) 学年 GPA の計算方法

$$\text{学年 GPA} = \frac{(\text{各学年に各授業科目で得た GP} \times \text{当該科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{各学年に履修登録した単位数の合計}}$$

(GPA 対象科目)

第4条 学期 GPA、累計 GPA 及び学年 GPA の計算対象とする科目は、学則に規定する卒業要件の対象となる授業科目とする。

2 前項の規程にかかわらず、次の各号に掲げる科目は GPA の算定に含めない。

- (1) 転入学及び転科における単位認定科目
- (2) 再入学における単位認定科目
- (3) 本学入学前に修得した単位認定科目
- (4) 評価が未確定、または保留の科目

(GPA の利用)

第5条 「ラファエラ・マリア スカラシップ規程」に定める「ラファエラ・マリア スカラシップⅠ（入学時選考型）」及び「ラファエラ・マリア スカラシップⅡ（在学型）」の学部 の推薦にあたり、学期 GPA を参考とする。

2 大学等における就学の支援に関する法律等による公的な特別な奨学金の該当学生における 審査基準として、学期 GPA を参考とする。

3 次の各項の基準として、GPA を用いることができる。

- (1) 履修上限単位数の緩和
- (2) 授業科目履修者に求められる成績水準の設定
- (3) 成績評価基準の平準化
- (4) 成績不振者に対する個別学修指導の実施

4 累計 GPA 「1.0」未満を退学勧告の基準とする。

(成績証明書への記載)

第6条 成績証明書には記載しない。

附 則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程の一部改正は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の一部改正は、2019 年 9 月 20 日から施行する。

この規程の一部改正は、2025 年 4 月 1 日から施行する。